

地方制度調査会による最終答申が示されました

昨年11月13日、『第27次地方制度調査会の最終答申』が内閣総理大臣に提出されました。今後は、この答申を受け、平成17年3月31日に期限が切れる現在の「合併特例法」に替わる法律が制定され、新たな合併促進の法律が決定されていきます。新しい法律には、この答申の内容が大きく反映されることから、我がまちの将来を考えると、重要な意味を持つこととなります。

総理の諮問機関である第27次地方制度調査会が昨年11月13日の総会において「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をとりまとめ、同日、小泉総理に提出しました。これを受け総務省は、今後の通常国会への新法提出にむけて本格的に準備を進めることとなりますが、新法の概要が現れるのは本年3月頃の予定とのことです。今回の最終答申では、平成17年3月に現行合併特例法が期限切れになった後も新法を制定し、その新法の中で知事が策定する「合併構想」の人口要件の目安をおおむね1万人未満とすることなど、知事の合併に対する権限が強化される見込みです。

答申の概要

平成17年4月以降の合併推進について

平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進
合併特例債など、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。
合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す。



第27次地方制度調査会の最終答申

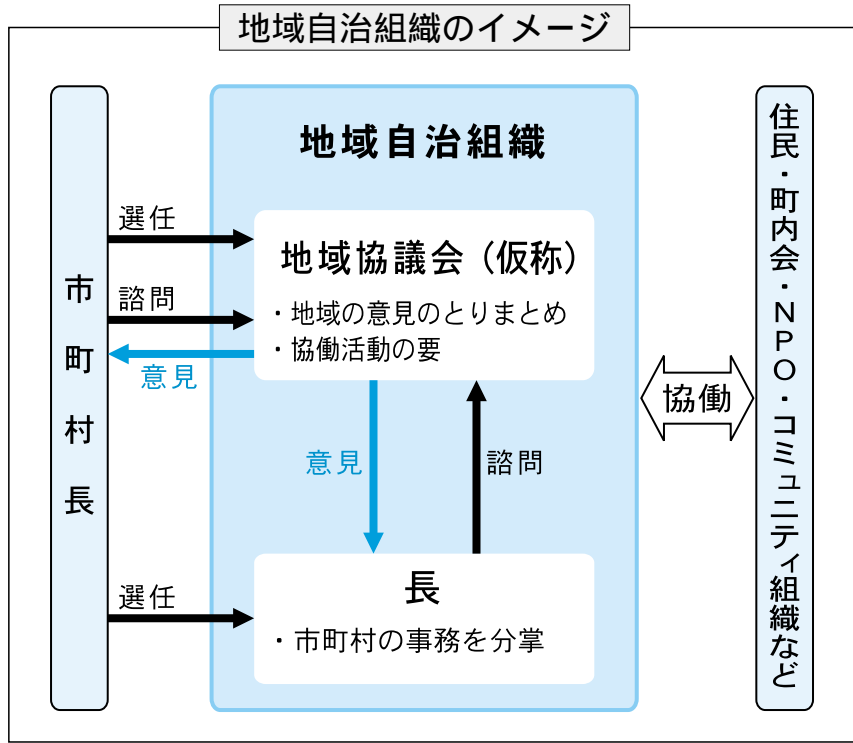
『今後の地方自治のあり方に関する答申』の全文は、道庁の市町村合併のホームページでご覧になれます。

道庁の市町村合併のホームページ
<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-tsssn/Top.html>

都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあつせん、勧告を実施
構想は、現行の合併特例法のもとで合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とする。
(合併を期待される市町村の例)
・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
・指定都市、中核市、特別市などを旨とする合併
・小規模な市町村に係る合併
構想を策定するにあ

たつての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とする。ただし、人口だけでなく地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法のもとで合併を行った経緯についても考慮する。

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併をしたものについては、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講じる



地域自治組織について
基本的考え方
市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとすべき。

地域自治組織の機能
・住民の意向の反映
・行政と住民などの協働による地域づくりの場
・従来の支所・出張所機能
・必要と考える市町村が任意に設置できる制度(一般制度)として導入

都道府県合併・道州制について

都道府県合併について
現行の地方自治法上、都道府県の発意により合併手続に入ることができ

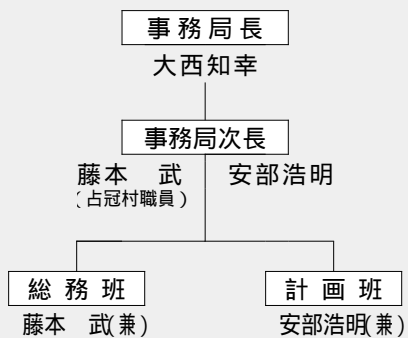
合併市町村に限り、法人格を有するタイプ(特別地方公共団体)を、旧市町村単位に合併後の一定期間設けることができる制度とする。

道州制(仮称)の導入については、地方自治制度の大きな変革であり、国民的な意識の動向を見ながら、次期地方制度調査会において議論する。

南富良野町・占冠村任意合併協議会の事務局が設置されました

昨年12月12日に「南富良野町・占冠村任意合併協議会」が発足したことに伴い、協議会の事務を処理するための事務局が12月25日南富良野町役場内に設置されました。事務局は、南富良野町、占冠村からそれぞれ専任の職員を配置し、体制は次のとおりです。

事務局体制



お問い合わせ先
〒079-2402
空知郡南富良野町字幾寅
南富良野町役場 2階
☎ 0167-52-2102